

特定自転車駐車場利用申請受付業務委託  
プロポーザル実施要領

## 1 目的

この要領は、墨田区における特定自転車駐車場の利用申請受付業務について、高度な専門性に基づく効率的かつ適正な管理を自転車利用者の利便性の向上とともに総合的に行うため、当該業務の受託者をプロポーザル方式により実施する手続について定めるものである。

本業務においては、従前行われていた窓口における利用申請時の待ち時間の発生等を含め円滑な事務手続に支障をきたしていたことから、既に令和3年度からオンライン申請等を進めてきたところである。

民間事業者による近年の著しい技術の進展により、様々な新しいシステムが開発され、利用者の利便性を向上させるため自転車駐車場の管理運営にも活用されているところである。

自転車は、健康的で環境にやさしく、人々の生活の質の向上につながるものと考えられているほか、交通混雑の緩和に資するなど、身近で持続可能な交通手段として位置づけられている。本区においても主要駅を中心に、今後ますますの利用を想定していることから、更なるサービスの質の向上が求められている。

こうした背景から、本業務には、事業者が有する当該業務に係る高度な専門性に基づく新たなシステムの活用等により業務の改善につなげるほか、利用者に対する迅速かつ丁寧な対応を可能とすることも含め、他自治体での経験及び実績を踏まえた提案を求めることとする。

## 2 現状の課題及び求める提案

### (1) オンライン申請利用者の拡大とそれに伴うキャッシュレス決済利用率の向上

現状でオンライン申請を行っているものの、募集要項（20頁超の冊子）を約1万部印刷・配布しており、令和7年度1次募集では5,608件中1,289件（約23%）が紙申請であった。印刷配送費、配布用ボックス設置等のコスト及び校正等の人工削減のため、オンライン申請者の拡大により、キャッシュレス決済利用率の向上につなげる提案を求める。

### (2) 印刷物制作作業（校正、設置、配布、補充、回収）の軽減、印刷費削減のための改善策

募集業務においては、利用者に不便のないよう第1次（1月）、第2次（2月）、通年（3月～）の全3回募集を行っているため、毎回募集業務及び申請受付業務が生じることから、システムの活用及び情報処理のスピードアップ等により、効率的な募集方式の提案を求める。

### (3) 二次元コード等を利用した実数管理による利用待機者の適正な繰上げ

第1種自転車駐車場の利用状況について、利用待機者の繰上げ数を的確に算出するため、二次元コード等を活用した利用状況・実数把握等の提案を求める。

### (4) ゲートシステムとの連携改善による効率化

当該利用者管理情報と第2種特定自転車駐車場に設置されたゲートシステムで管理している利用料及び定期券等の情報を紐づけるために行っている入力作業及びタイムラグを解消させるため、システムの改善または新たな構築を行う提案を求める。

## 3 業務概要

### (1) 件名

特定自転車駐車場利用申請受付業務委託

### (2) 概要

別紙「仕様書」のとおり

### (3) 契約期間

令和8年10月1日から令和9年3月31日まで

本プロポーザルは令和8年度特定自転車駐車場利用申請受付業務委託の委託候補者を選定する単年度の委託契約である。ただし、本プロポーザルに基づき締結した契約は、履行状況に応じて5年間を上限として更新する場合がある。

## 4 提案限度価格

18,218,640円（税込）

## 5 応募資格

プロポーザルに参加する事業者は、次に掲げる要件を全て満たす者とする。

- (1) 対象業務における区での競争入札参加資格を有していること。
- (2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項の規定に該当しないこと。
- (3) 墨田区競争入札参加有資格者指名停止取扱要綱（平成18年9月20日18墨総契第387号）による指名停止を受けていないこと。
- (4) 墨田区契約における暴力団等排除措置要綱（平成23年5月16日23墨総契第135号）による入札参加除外措置を受けていないこと。
- (5) 財団法人日本情報経済社会推進協会によるISMS（情報セキュリティーマネジメント）又は、プライバシーマークを所得していること。
- (6) 法人税、法人事業税、消費税及び地方消費税を滞納していないこと。

## 6 スケジュール

	項目	日程（提出期限）
1	募集要項の公表	令和8年5月27日（水）
2	質問の受付期間	令和8年5月27日（水）～令和8年6月3日（水）
3	質問に対する回答	令和8年6月9日（火）
4	参加表明書の提出期限	令和8年6月12日（金）正午まで
5	提出書類（企画提案書含む）の提出期限	令和8年6月23日（火）正午まで
6	書類審査（第1次審査）の実施	令和8年6月24日（水）
7	書類審査（第1次審査）結果の通知	令和8年6月26日（金）
8	プレゼンテーション審査（第2次審査）の実施	令和8年7月8日（水）（予定）
9	プレゼンテーション審査（第2次審査）結果の通知	令和8年7月16日（木）（予定）
10	契約締結	令和8年7月下旬～8月中旬

※審査実施の可否を参加申込書等の提出期限以降、順次通知する。

## 7 質問及び回答

参加申込に当たり、本プロポーザルや仕様書内容等に係る質問がある場合は、質問書（様式1）に質問内容を簡潔に記載し、以下の質問受付期間に電子メールで問い合わせること。

なお、公平性を期すため、電子メール以外による方法での質問は一切受け付けない。

- (1) 質問受付期間

令和8年5月27日（水）から6月3日（水）まで

(2) 質問書の電子メール送付方法

墨田区都市整備部土木管理課交通安全担当あて

E-mail : KOUTSUANZEN@city.sumida.lg.jp

メールの件名 : 「【事業者名】 特定自転車駐車場利用申請受付業務委託に関する質問書」

添付ファイル名 : 「プロポーザル\_事業者名\_質問書.doc」

(3) 質問の回答日

令和8年6月9日（火）

(4) 質問の回答方法

受け付けた全ての質問について集約し、質問内容と回答のみを区公式ホームページで公開する  
(質問事業者名は公開しない)。

## 8 参加表明書の提出

(1) 提出期限

令和8年6月12日（金）正午【必着】

(2) 受付場所及び提出方法

ア 提出場所

住所 : 〒130-8640 東京都墨田区吾妻橋一丁目23番20号

墨田区都市整備部土木管理課交通安全担当（墨田区役所10階）

電話 : 03-5608-6203（直通）

イ 提出方法

持参又は郵送により提出すること。なお、郵送の場合においても、提出期限の正午必着とし、それ以降に到達した提出書類については受理をしないこととする。

※持参の場合は、平日8時30分から午後5時までに提出すること。

※郵送に関する事故については、区は一切責任を負わないものとする。

(3) 提出書類

参加表明書【様式2】 1部

## 9 企画提案書等の提出

(1) 提出期限

令和8年6月23日（火）正午【必着】

(2) 提出場所及び提出方法

ア 提出場所

住所 : 〒130-8640 東京都墨田区吾妻橋一丁目23番20号

墨田区都市整備部土木管理課交通安全担当（墨田区役所10階）

電話 : 03-5608-6203（直通）

イ 提出方法

(3)の提出書類をファイリングし、以下の部数を持参又は郵送により提出すること。なお、郵送の場合においても、提出期限の正午必着とし、それ以降に到達した提出書類については受理をしないこととする。

・ 正本【(3) ア～クの提出書類】 1部

・ 副本【(3) イ、オ～クの提出書類】 7部（会社名がわからないようにすること）

※持参の場合は、平日8時30分から午後5時までに提出すること。

※郵送に関する事故については、区は一切責任を負わないものとする。

### (3) 提出書類

- ア 反社会的勢力ではないことの誓約書【様式3】
- イ 会社概要【任意様式】
  - A4版縦・横書き（カラー印刷可）表面1枚以内
  - ※資格・認証を取得している場合、それらを記載するとともに書類を添付すること。主に以下のものとする。
    - ・品質マネジメントシステム(ISO9001等)
    - ・情報セキュリティマネジメントシステム(ISMS)
    - ・個人情報保護マネジメントシステム(プライバシーマーク)
- ウ 商業・法人登記簿謄本（原本）
- エ 直近の納税証明書（その3）（原本）
- オ 特定自転車駐車場利用申請受付業務における類似業務受注の実績一覧表【様式4】
  - ※証明できる書類（契約書）を添付すること。
- カ 決算書（直近1年分の貸借対照表及び損益計算書）
- キ 見積書【任意様式】
  - ※積算根拠を示した内訳書を添付すること。
- ク 企画提案書【任意様式】
  - ・A4版縦・横書きを基本とし、50頁以内とする。なお、A3版（Z折）を使用する場合、2頁として取り扱うこと。
  - ・ページ番号を付すこと。なお、表紙及び目次は頁数に含まない。
  - ※提案書作成にあたり、別紙「特定自転車駐車場利用申請受付業務事業者評価採点表」の評価内容を網羅した提案内容とし、採点表の項番順に提案書を構成すること。

## 10 提案における条件

参加予定者が本件プロポーザルの提案をするにあたっては、以下の全ての要件を満たすことを条件とする。

- (1) 提案については、「2」に記載した現状の課題及び求める提案、「9（3）ク」に記載した「特定自転車駐車場利用申請受付業務事業者評価採点表」、仕様書（案）及び業務内容に基づいた提案を行うこと。業務内容については、現行の流れをもとに作成しているため、より効率的な運用提案がある場合は墨田区自転車等利用秩序及び自転車駐車場の整備に関する条例及び同条例施行規則に反しない範囲で変更の提案をしてよいものとする。
- (2) 特定自転車駐車場の申請、抽選、承認、使用料の収納情報管理、利用待機者繰上げ及び承認取消等、利用者情報及び収納情報について包括的に管理をすること。委託事業者の変更等が生じた場合に、データを容易に引き継ぐことができるようにすること。
- (3) (2) に関して必要なハードウェア及びソフトウェアについては、委託事業者が用意する資源を活用すること。
- (4) オンライン申請受付は個人情報の漏洩を防ぐためセキュリティレベルが高い状態で行うこと。個人情報のデータベースには、第三者はもちろんのこと、サービスの提供者も限られた者以外自由にアクセスができない状態で業務を行うこと。
- (5) オンライン申請は、個人情報保護の観点から、利用希望者がシステム上でIDとパスワードを新規登録し、マイページを作成した上で行う仕様であること。また、オンライン申請を行った利用希望者に対し通知書等をメールで通知する場合は、メールにリンク先URLを貼り、リンク先で利用希望者本人のID及びパスワードを入力した上で通知書が確認できる仕様であること。

- (6) オンライン申請を行った場合は、使用料の納付をオンラインで決済ができることを前提とする。なお、その場合、地方自治法の関係上、キャッシュレス決済業者は区が直接協定を締結する必要があるため、プロポーザル時にシステムに対応できるキャッシュレス決済業者の名称等を明らかにし、本契約と同時期に協定が締結できるようキャッシュレス決済業者と区の仲介を行うこと。

### 1.1 選定方法

本区職員による書類審査及びプレゼンテーション審査（以下「プレゼン審査」という。）により選定する。

(1) 書類審査（第1次審査）

応募資格等について書類による審査を行う。

(2) プレゼン審査（第2次審査）

書類審査（第1次審査）を通過した事業者に対し、令和8年7月8日（水）（予定）にプレゼン審査（第2次審査）を行う。

ア 実施方法・時間

項目	所要時間（目安）
提案説明（システム導入による事務の効率化、業務改善の提案等）	20分
質疑応答	10分
撤収	5分

イ 説明資料等

追加資料の配布や使用は認めない。

ウ 設備

机・椅子・スクリーン・プロジェクター・電源・は、本区が用意する。上記以外の物品は提案者の負担において用意すること。

※プロジェクターにはHDMIケーブルにて接続可能。なお、ケーブルは本区にて用意する。

### 1.2 審査項目及び審査基準

審査項目及び審査基準は、別に定める「特定自転車駐車場利用申請受付業務事業者評価採点表」によるものとする。

### 1.3 結果通知及び公表

- (1) 審査結果は、審査を行った全ての参加事業者にもメール及び郵送で通知する。  
(2) 審査の透明性を図るため、次の項目をホームページで公表する。

【公表する項目】

- ア 契約件名
- イ 業務内容
- ウ 履行期間
- エ 契約金額
- オ 選定経過の概要
- カ 選定結果
- キ 所管課の名称及び所在地

## **1 4 契約手続**

### (1) 契約の締結

選定された事業者は、本業務の受注候補者として、企画提案書に基づき、本区と詳細な内容について協議を行った上で、墨田区契約事務規則（昭和39年墨田区規則第11号）の規定に基づき、予算の範囲内において契約を締結する。

### (2) 次順位者の繰上げ

受注候補者と契約を締結することができない事由が生じた場合は、総合点の合計が次順位以下となった提案者のうち、点数が上位であった者から順に契約締結の交渉を行うこととする。ただし、区の定めた必要最低点数に満たない場合は、次順位者の繰上げは行わない。

### (3) 必要最低点数に満たない場合

全ての参加事業者の得点が区の設定する必要最低点数に満たない場合は、全ての審査参加事業者を対象に、再度プロポーザル審査を行う場合がある。

## **1 5 注意事項**

(1) 本プロポーザルについての説明会は行わない。

(2) 提出書類等の作成及びプロポーザルの参加に関する費用の全ては、参加事業者の負担とする。

(3) 提出期限を過ぎてからの書類の差替え及び修正は認めない。また、提出された書類は、返却しない。

(4) 本区が必要と認めたときには、追加資料の提出を求めることがある。

(5) 本提案において特許使用料等の発生する事項がある場合は、見積書及び企画提案書内に明記すること。

(6) 本件に係る情報公開請求があったときは、墨田区情報公開条例（平成13年3月29日条例第3号）に基づき、非公開情報を除き提出書類を開示する。

(7) 次のいずれかに該当した者は失格とする。

ア 本実施要領の応募資格を満たさない者及び不正行為のあった者

イ 提出期限に遅れた者

ウ 実施要領に定める手続きに適合しない者

エ 提出書類に虚偽の内容を記載した者

オ 審査の公平性に影響を与える行為をしたとき

カ その他、審査委員会が不適格と認める者

(8) 提出された書類は、選定を行う作業に必要な範囲において、複製を作成することがある。

(9) 郵便、メール等の通信事故については、区は一切の責任を負わない。

(10) 審査結果に係る異議申し立ては、一切受け付けない。

(11) 提出期限までに企画提案書等の提出がない場合は、参加表明書の提出があっても参加の意思がないものとみなす。

## **1 6 問合せ・提出先**

墨田区都市整備部土木管理課交通安全担当

担当：石井・西村・鳥羽

〒130-8640 東京都墨田区吾妻橋一丁目23番20号（墨田区役所10階）

電話：03-5608-6203 FAX：03-5608-6410

メールアドレス：KOUTSUANZEN@city.sumida.lg.jp